## 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
山田高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後 <b>30</b> 日以内に精算を行い、 支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、未精算と なっているものが1件あった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じる とともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要 性について周知徹底し、支出命令者による確認を 徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な	いては、監査後、速やかに精算 を行った。また、職員に対して
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	事務処理を行われたい。	徹底を行うとともに、支出命令 者による確認を徹底すること とした。 今後は、法令等に基づき、適
	A	和歌山県和歌山市	令和3年11月11日から 同月13日まで	18, 280円	令和3年11月19日	【地方自治法施行令】	
						(概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、 概算払をすることができる。 一 旅費	正な事務処理を行う。
						【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、 その債務の額が確定した後30日以内に、概算 払を受けた者に精算させなければならない。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年5月20日)